

新型コロナウイルス感染症の影響による 2022 年度国民健康保険料減免についての お知らせ

新型コロナウイルスの感染症の影響により、次の要件を満たす組合員の方は、保険料が減免となります。

■対象となる方

次の①②のいずれかに該当する方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、又は重篤な傷病を負った組合員
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年の給与収入、事業収入、又は不動産収入（以下「事業収入等」という）のいずれかの収入が前年比で 30%以上減少となる組合員

※令和 4 年事業収入等 ÷ 令和 3 年事業収入等 = 0.7 以下となる場合が対象です。

※事業収入等は個人の収入となります。会社の売上等ではありません。

※国や都県からの各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は事業収入等から控除して計算します。

※国や都県以外からの保険金、損害賠償金等により補填される金額がある方は、事業収入等に含めて計算します。

■減免の金額

対象者①に該当する場合

- ・全額免除

対象者②に該当する場合

- ・組合員の事業収入等の減少率 50%以上の時、保険料を全額免除
- ・組合員の事業収入等の減少率 40%以上 50%未満の時、保険料を 75%免除
- ・組合員の事業収入等の減少率 30%以上 40%未満の時、保険料を 50%免除

■減免対象となる保険料期間

令和４年４月分保険料～令和５年３月分保険料

■申請方法

申請書を記入し、必要書類を添えて所属の支部事務所に提出してください。

[国民健康保険料減免申請書（PDF）](#)

[国民健康保険料減免申請書（記入例）（PDF）](#)

申請に必要な書類については、提出書類確認表でご確認ください。

[提出書類確認表（PDF）](#)

■申請受付期間

令和５年１月１０日～令和５年３月３１日

■減免の通知

保険料の減免が決定した組合員には保険料減免承認決定通知書を送付します。（４月以降）

※減免対象とならなかった組合員にはその旨通知を送付します。

■減免の方法

減免分の保険料を支部より還付させていただきます。（４月以降）

具体的には支部にご確認ください。

■お問い合わせ先

所属の支部または国保組合までお問い合わせください。

また、Q&Aを作成しましたので、お問合せ前にご確認ください。

[国民健康保険料減免申請についてQ&A（PDF）](#)

埼玉土建国保組合 電話 048-864-4381 （受付時間 ９時～17 時）